

条件付一般競争入札公告

新富町条件付一般競争入札に関する要綱に基づく入札を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第167条の6及び新富町財務規則（平成21年新富町規則第1号）第105条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年 6月 2日

新富町長 小嶋 崇嗣



1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 令和2年度富田小学校講堂建設（空調給排水衛生設備）工事
- (2) 工事種別 管工事
- (3) 工事場所 宮崎県児湯郡新富町富田東1丁目70番地
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和3年3月20日（土）まで
- (5) 工事概要
 - ・ 空気調和設備工事、給排水衛生設備工事
（浄化槽設備工事は除く）

用 途	小学校講堂
構 造	鉄筋コンクリート造
階 数	平屋建
延べ床面積	1, 215.0㎡

2 入札参加形態

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）での入札とする。

3 入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和50年新富町告示第20号。以下「入札参加資格要綱」という。）第6条第1項の規定により建設業者等受付名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。

- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き（更生手続開始の申立て以後の手続をいう。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行もしくは国税、地方税その他の公課について、滞納処分による強制執行の措置を受けた者でないこと。又は、第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、対象工事に係る許可を有し、同法第27条の23に規定する経営事項の審査を受けている者であること。
- (7) 公告日から入札日までの間において、新富町より入札参加資格要綱第14条の規定による指名停止を受けていないこと、及び国の機関又は事業者の本店、支店及び営業所等の所在地における都道府県知事からの入札参加資格停止等の措置を受けていないこと。
- (8) 新富町発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱（平成12年新富町告示第3号）第2条に該当するものでないこと。
- (9) 納税義務に対し完納していること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は、人的関係がないこと。

4 共同企業体の構成に関する事項

(1) 構成員の共通要件

- ア 共同企業体の結成は自主結成とし、構成員の数は2とする。
- イ 共同企業体の構成員の組合せは、次の(2)に規定する代表構成員の資格要件を満たす者と、(3)に規定するその他の構成員の資格要件を満たす者との組み合わせとする。
- ウ 構成員は、本工事における他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
- エ 共同企業体の代表構成員の出資比率は構成員のうち最大の出資比率とし、かつすべての構成員が30%以上の出資比率とする。
- オ 共同企業体の名称は、「〇〇・〇〇富田小学校講堂特定建設工事共同企業体」とする。

(2) 代表構成員となる者に必要な要件

- ア 公告日現在、宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者で、県が発注する建設工事等に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「宮崎県入札参加資格要綱」という。）に基づき、宮崎県から管工事において「A」の格付けを受けている者。

イ 公告日現在において、最新の経営事項審査結果通知書の管工事に係る総合評定値が900点以上の者。

ウ 告示前に、1件の延べ床面積1,000㎡以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、「地域センター・文化センター・ホール」、「社会教育施設」、「図書館」、「美術館」、「博物館」、「スポーツ施設」、「学校」、「児童館」、「病院」、「公民館」、「事務所・庁舎」を、元請けとして（共同企業体にあつては、出資比率50%以上のものに限る。）宮崎県内にて完成させた実績を有する者であること。

エ 建設業法第15条の特定建設業の許可を受けている者。

オ 管工事に係る監理技術者として、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者で、上記ウを満たす工事において監理技術者としての経験を有する者であり、引き続き3か月以上の雇用関係がある者を専任で配置することができる者。

(3) その他の構成員となる者に必要な要件

ア 新富町内に本店を有する者で、入札参加資格要綱第8条の規定に基づく管工事において格付けを受けている者。

イ 管工事に係る主任技術者として、主任技術者資格（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する技術者）を有し、引き続き3か月以上の雇用関係がある者を専任で配置することができる者。

5 入札の公告及び入札説明書等の配布等

本公告は新富町役場の掲示場への掲示及び新富町ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。また、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から入札参加資格申請受付期限日までホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードし、使用すること。

(1) 入札説明書等

ア 入札公告の写し（入札参加申請に必要な提出書類の様式等を含む。）

イ 発注仕様書

ウ 参考数量内訳書

エ 設計図

オ 工事費内訳書（参考）

カ 本公告 4（3）に該当する業者一覧

(2) 設計図書の閲覧方法

上記（1）閲覧に際してはパスワードが必要であるため、ダウンロードによる閲覧を希望する者は、下記必要事項を記入したFAXを、下記提出先に送付すること。記入事項確認のうえ、FAXによりパスワードを送付します。

必要事項	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出時の受付番号 商号又は名称 本店、支店名
------	---

代表者氏名
担当者氏名
電話番号、FAX番号
提出先 新富町役場 財政課
電話 0983-33-6011
FAX 0983-33-4862
閲覧URL <https://www.town.shintomi.lg.jp>

6 入札参加資格申請・確認

この入札に参加を希望する共同企業体は、次の各号に定めるところにより入札参加資格申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、受付期間内に申請書類等を提出しない共同企業体、又は入札参加資格がないと認められた共同企業体は、本入札に参加できないものとする。

また、入札参加資格があると認めた共同企業体であっても、入札期日に資格要件を満たしていないときは、本入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書 (様式第1号)
- イ 特定建設工事共同企業体協定書 (様式第2号)
- ウ 工事施工実績調書 (様式第3号)
- エ 主任(監理)技術者等の資格・工事経験調書 (様式第4号)
- オ 支店・営業所一覧 (様式第5号)
- カ 資本関係・人的関係調書 (様式第6号)
- キ 特定建設工事共同企業体委任状 (様式第7号)
- ク 使用印鑑届 (様式第8号)
- ケ その他(建設業法に基づく許可の写し、最新の総合評定通知書の写し、納税完納証明書、技術員資格証の写し、誓約書)(各構成員共)

(2) 入札参加申請受付期間

令和2年6月2日(火)から令和2年6月16日(火)まで。(ただし、土・日・祝日等閉庁日は除く。)

(3) 提出書類の受付時間

午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時を除く。)

(4) 提出方法

持参に限る。

(5) 提出部数

正本1部とする。

(6) 提出先

新富町役場2階 財政課

住所：〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

電話：0983-33-6011

FAX: 0983-33-4862

(7) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認は、資格審査確認資料の提出期限日現在の事実をもって行うものとし、その結果は令和2年6月19日（金）までに、申請者全員に通知する。

(8) 入札参加資格がないと認めた共同企業体に対する理由説明

ア 入札参加資格がないと認めた共同企業体は、その理由について説明を求めることができる。

イ 説明を求める場合は、令和2年6月22日（月）までに、新富町長に書面にて提出すること。なお、提出先は新富町財政課とする。

ウ 新富町長は、説明を求められたときは、令和2年6月24日（水）までに、説明を求めた共同企業体に対し書面で回答する。

7 設計図書に対する質問及び回答

質問は、入札参加資格を確認した結果、入札参加資格があると認めた共同企業体に対してのみ受け付ける。

(1) 質問書の提出方法

本工事内容に関して質問がある場合は、下記受付期限までに質問書をFAXにて提出すること。なお、質問書の様式は任意とするが、質問書には本工事名称のほか、質問者の共同企業体名、会社名、所属部署名、氏名、電話番号及びFAX番号を明記すること。

(2) 質問書の提出回数

質問書の提出回数は1回のみとし、質問書を送信する際には、事前に下記送信先に電話連絡をしてから送信すること。

(3) 質問書の受付期限

令和2年6月23日（火）午前9時から正午まで

(4) 送信先

新富町教育総務課

住所：〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

電話：0983-33-6079

FAX: 0983-33-1123

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和2年6月25日（木）午後5時までに、入札に参加予定の共同企業体全員に対してFAXにより回答する。

8 入札執行に関する事項

(1) 入札及び開札の日時

令和2年6月29日（月）午前9時

(2) 入札及び開札の場所

新富町役場新館2階 大会議室

(3) 入札書の提出方法

持参すること。

(4) 入札の方法

ア 予定価格を定め、さらに最低制限価格を敷き、その範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札の回数は2回までとする。

ウ 入札は共同企業体の代表構成員が行うものとする。

エ 入札書提出の際に、ホームページに掲載した参考の工事費内訳書をもとに工事費内訳書を作成し同封すること。

(5) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

①入札参加資格のない者のした入札

②同一人が同一事項についてした2通以上の入札

③2人以上の者から委任を受けた者がした入札

④入札書の表記金額を訂正した入札

⑤入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

⑥入札条件に違反した入札

⑦連合その他不正な行為があった入札

⑧委任状を提出しない代理人のした入札

⑨工事費内訳書の提出のない者のした入札

⑩工事費内訳書の工事価格と入札書記載価格が一致しない入札

イ 虚偽の申請を行った者のした入札及び公告等において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、入札参加資格を確認された者であっても、確認後指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である場合は入札に参加できない。

(6) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

手続き等の日程一覧

内容	期日・期限等
(1) 入札公告	令和2年 6月 2日 (火)
(2) 入札参加資格確認申請書提出期限	令和2年 6月16日 (火) 午後5時まで
(3) 入札参加資格可否決定通知	令和2年 6月19日 (金)
(4) 質問書受付日	令和2年 6月23日 (火) 午前9時から正午まで
(5) 質問書回答日	令和2年 6月25日 (木) 午後5時まで
(6) 入札日	令和2年 6月29日 (月)
(7) 入札結果の公表	令和2年 7月 7日 (火)

※ この日程は、事務上の都合により変更することがある。

9 予定価格及び最低制限価格の公表

(1) 予定価格

予定価格については、落札者決定後にホームページにて公表する。

(2) 最低制限価格

最低制限価格の公表は行わない。

10 工事の契約

(1) 新富町財務規則及び工事請負約款による。

(2) 請負契約においては、契約の相手方が課税業者の場合は、請負代金に併せて当該取引に係る消費税額を明示するので、落札決定後落札者は直ちに課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む。）の届出をすること。

(3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条及び省令第4条に基づく書面を添付すること。

11 契約の締結

今回の入札により落札者が決定したときは、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を要するため、仮契約を締結し議会の承認をもって本契約の締結とする。

12 契約の保証

別紙「契約の保証について」のとおりとする。

13 請負代金の支払い方法等

(1) 前払金

請負金額の40%以内とする。

- (2) 中間前払金
請負代金の20%以内とする。
- (3) 部分払
2回までとする。出来高の9割以内とし、支払請求の日から40日以内に支払うものとする。
- (4) 残額については、完成検査合格後支払請求の日から40日以内に支払う。

14 その他の事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加申請手続き等に伴う費用
入札参加資格確認申請手続き及び入札参加に係る一切の費用は、入札参加希望者並びに入札参加者の負担とする。
- (3) その他
 - ア 提出された書類は返却しない。
 - イ 受託工事の成果品等に係る著作権等一切の知的財産権は、新富町に帰属するものとする。
 - ウ 入札に関して不明な点については、新富町役場財政課に照会すること。

〒889-1493

宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

新富町役場 財政課

電話：0983-33-6011

(別紙)

契約の保証について

落札者（随意契約における契約の相手方を含む。）は、特に指示しない限り、落札決定の日から業務履行の開始日以内に契約書案を提出するとともに、次の①から⑤のいずれかの保証を選択して提出してください。

① 現金（契約保証金）の納付

担当者から現金払込書を受け取り、請負代金額の1割の現金を所定の金融機関に指定期日までに払い込んで、契約書案を提出する際にその領収書を提示してください。

なお、事前に払い込むことができない場合は、契約書案を提出する際に直接出納員に納入することもできますが、防犯上の観点から現金払込書による納付にご協力ください。

② 有価証券等の提供

担当者から保管有価証券払込書を受け取り、新富町財務規則第128条に規定する契約保証金の担保となる有価証券等（国債・地方債、政府保証債権、銀行等の支払保証等のある小切手又は手形等）を出納員に提供してください。

③ 銀行等の金融機関又は保証事業会社の保証

次に掲げる機関が債務不履行時に請負代金額の1割を町に支払うことを保証する旨の保証書を、契約書案を提出する際に担当者に提出してください。

銀行、信託銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他預貯金の受入れを行う組合、前払保証事業会社

注1：前払保証事業会社の場合は、前払保証を受けることが条件

2：保証期間は、工期を含むこと。

④ 公共事業履行保証証券による保証（いわゆる履行ボンド）

損害保険会社が発行する公共工事履行保証証券（請負代金額の1割相当の保証）を、契約書案を提出する際に担当者へ提出してください。

注：保証期間は、業務履行期間を含むこと。

⑤ 履行保証保険契約による保証

損害保険会社との間で町を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額1割相当の保険金）を締結し、その証券は契約案を提出する際に担当者に提出してください。

注：保証期間は、業務履行期間を含むこと。

※ ③から⑤までに掲げる保証の申込み方法は、各取扱機関（取引銀行、損害保険会社、前払保証事業会社等）にご相談ください。